

議 会 運 営 委 員 会

令和 7 年 8 月 19 日 (火)

全員協議会後

開議 時 分

閉議 時 分

第 4 委員会室

出席者

〔委 員〕柳楽委員長、永見副委員長、
肥後委員、村木委員、大谷委員、村武委員、川上委員、芦谷委員
〔議長団〕笹田議長、川神副議長
〔委員外議員〕
〔事務局〕下間局長、濱見次長、森井庶務係長、久保田書記

議 題

1 常任委員会が所管する事項の見直しについて

資料 1

2 その他

(1) 令和 7 年 6 月浜田市議会定例会議議会傍聴者のアンケート結果について

(2) 請願・陳情に係る関係例規等について

資料 2

常任委員会の所管事項の見直しについて

【教育委員会を福祉環境委員会へ移管提案理由】

①不登校支援・居場所づくり

- ・ **実情**：不登校児童生徒への支援は、教育委員会（学校教育）と福祉部局（家庭支援や福祉的伴走支援）の**両方に関わる**。
- ・ **課題**：委員会が分かれているため、例えば「不登校児の家庭の経済状況や福祉ニーズ」などを、**教育委員会所管の総務文教委員会だけで調査しようとしても十分に把握できない**。

②発達障がいや医療的ケア児の支援

- ・ **実情**：医療的ケア児や発達障がい児への支援は、保健福祉（療育や移動支援）と教育（通級や特別支援学級）の**両方に関わる**。
- ・ **課題**：たとえば、医療的ケア児の通学支援（バス同乗支援や看護師配置）などは、教育委員会の予算と福祉部局の支援制度の連携が必要だが、**委員会が分かれていると全体像の把握や改善提案が難しいことが想定される**。

③子育て支援施設と保育・教育の連携

- ・ **実情**：「子ども家庭センター（要保護児童対応）」「子育て世代包括支援センター」などは**福祉**、「保育園・幼稚園・こども園」や「就学前教育」は**教育と分かれている**。
- ・ **課題**：乳幼児期からの対応が就学後も継続な支援を必要とした場合に、**委員会の所管が分かれていると調査・研究がしにくくなる**。

④市幼児教育センターの設立

- ・ **実情**：保育所・認定こども園・幼稚園などを対象に、保育及び教育全体の質の向上を図る目的で、令和6年4月1日に教育専門員及び幼児教育アドバイザーを設置し幅広い支援機能を一元的に担う機関として設立した。
- ・ **課題**：保育所も対象としており、全体的な子育て支援施策との連携について議論する際に、**委員会が分かれていると全体像の把握や改善提案が難しいことが想定される**。

⑤子ども家庭支援の虐待対応と教育現場の連携

- ・ **実情**：虐待の兆候を学校が把握していても、通告・支援計画には福祉部門（児童相談所や市の子ども家庭支援）との連携が不可欠である。
- ・ **課題**：委員会が異なると「学校現場の情報共有体制」や「虐待の事後支援」が別々に扱われ、制度的には連携ができて、**委員会としての調査がバラバラになり分断される**。

⑥ヤングケアラー支援

- ・ **実情**：教育現場がヤングケアラーの存在に気づいても、適切な福祉支援へとつなぐには**所管を越える調整が必要**となる。
- ・ **課題**：たとえば学校が関わった事例を委員会で質そうとしても、「教育委員会の所管だから総務文教委員会へ」「家庭支援は福祉だから福祉環境委員会へ」と**議論が分断**され、複合的課題を抱える子どもに対する包括的な議会の監視が機能しない。

補足：他自治体の動き・制度の流れ

- ・すでに多くの自治体で、**教育委員会を「子ども未来部」「子ども福祉部」に統合**する行政的改革が進んでいる。
- ・**国の制度（こども家庭庁）も縦割り解消の方向性**で動いており、議会もそれに沿った体制が求められる。

■まとめ

- 浜田市では「教育委員会＝総務文教委員会」、「子育て・福祉＝福祉環境委員会」と**所管が分かれており、子ども施策が縦割り**になっている。
- 近年の子ども支援は、教育・福祉・家庭・医療等との**多分野連携が不可欠**である。
- 調査や政策提案において、**議会の委員会構造が壁となり、包括的な議論がしづらい現状**がある。
- 数年前から子育て部局から教育委員会に幼児教育担当が配置されたが、担当職員が両方の委員会に出席している現状がある。

【上下水道部を産業建設委員会へ移管提案理由】

- ・ **実情**：工事関係の案件が多くなっている。また、現在、上水道の埋設管の更新時期を迎えていること、新たに下水道処理場及び埋設管の整備を行っていることから、工事関係の案件がさらに増加することが予想される。
- ・ **課題**：水道事業は公衆衛生の観点に加え、都市インフラ・ライフラインとしての側面も強く持っている。

■参考（令和7年6月13日議運資料から抜粋）

所管事項の見直し案

名称	所 管	
	現行	変更後(案)
総務文教委員会	市長公室 総務部 地域政策部 消防本部 会計課 教育委員会 選挙管理委員会 公平委員会 監査委員	市長公室 総務部 地域政策部 消防本部 会計課 選挙管理委員会 公平委員会 監査委員
福祉環境委員会	健康福祉部 市民生活部 上下水道部	健康福祉部 市民生活部 教育委員会
産業建設委員会	産業経済部 都市建設部 農業委員会	産業経済部 都市建設部 農業委員会 上下水道部

※ 常任委員会の名称の変更についても要検討

主な見直し理由（過去の議運での主な肯定意見）

- (1) 子ども・子育てについては、教育委員会と福祉は関係が深い。
- (2) 幼児教育やヤングケアラー等は、所管委員会が異なると扱いが難しい。
同じ委員会が所管することで調査がやりやすくなる。
- (3) 上下水道事業は、工事などの専門的な話も多く出てくるので産業建設委員会が良い。
- (4) 議案等の付託件数のバランス

今後の対応について

- (1) 各会派による協議・意見提出
- (2) 見直す場合、常任委員会の名称及び所管事項について定める浜田市議会委員会条例（以下「条例」という。）を改正する。

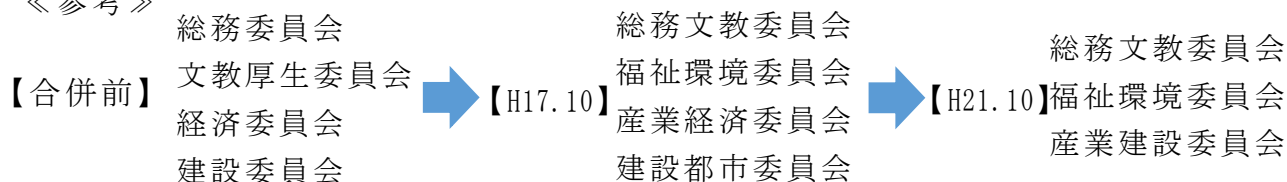
スケジュール(仮)

- (1) 令和7年6月又は9月定例会議 条例の改正提案
 - (2) 令和7年11月1日 条例の改正施行（＝見直し適用日）
- ※次期会期からの変更を見込む。

その他

このような所管事項の見直しを行った場合に、執行部において運用上の支障があるか否か確認したところ、特に支障がない旨の回答あり。

《参考》



【各常任委員会への市長提出議案等付託件数】

各常任委員会への市長提出議案等付託件数（同意案件含む。即決分は除く。）

定例会議	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	R6年6月	R6年9月	R6年12月	R7年3月	令和6年度	平均	
総務文教委員会	32	29	26	29	5	8	9	13	35	7.6	
総務部	12	11	11	16	3	3	3	10	19	3.5	総務部
地域政策部	7	11	6	4	0	0	0	1	1	1.5	地域政策部
教育部	8	5	5	4	2	4	5	0	11	1.7	教育部
消防本部	5	2	4	5	0	1	1	2	4	1.0	消防本部
福祉環境委員会	12	15	13	9	3	3	4	4	14	3.2	
健康福祉部	7	14	9	6	2	3	4	3	12	2.4	健康福祉部
市民生活部	4	0	3	2	1	0	0	0	1	0.5	市民生活部
上下水道部	1	1	1	1	0	0	0	1	1	0.3	上下水道部
産業建設委員会	19	30	24	20	4	1	6	7	18	5.6	
産業経済部	8	12	15	11	0	1	1	2	4	2.5	産業経済部
都市建設部	11	18	9	9	4	0	5	5	14	3.1	都市建設部

【各常任委員会への報告事項件数】

各常任委員会への報告事項件数（配布のみ含む。）

定例会議	R6年5月	R6年6月	R6年8月	R6年9月	R6年10月	R6年11月	R6年12月	R7年1月	R7年3月	平均	
総務文教委員会	20	10	8	6	2	4	14	5	9	8.7	
総務部	4	4	6	0	0	0	5	2	1	2.4	総務部
地域政策部	9	1	1	4	2	3	4	0	6	3.3	地域政策部
教育部	7	3	1	2	0	1	3	2	2	2.3	教育部
消防本部	0	2	0	0	0	0	2	1	0	0.6	消防本部
福祉環境委員会	15	11	4	2	0	5	2	6	6	5.7	
健康福祉部	9	5	3	0		2	1	3	3	3.3	健康福祉部
市民生活部	6	4	1	1		1	1	2	3	2.4	市民生活部
上下水道部	0	2	0	1		2	0	1	0	0.8	上下水道部
産業建設委員会	9	6	10	5	0	3	7	5	9	6.0	
産業経済部	8	5	9	3		2	6	2	8	5.4	産業経済部
都市建設部	1	1	1	2		1	1	3	1	1.4	都市建設部

◆（県内）常任委員会の名称・委員の定数・所管

松江市	総務委員会	9人	議会、政策部、総務部、財政部、防災部、文化スポーツ部、市民部、出納室、消防本部、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属すること並びに他の常任委員会の所管に属しないこと。
	教育民生委員会	9人	健康福祉部、子ども子育て部、教育委員会及び市立病院の所管に属すること。
	経済委員会	8人	産業経済部、観光部、農業委員会、ガス局及び交通局の所管に属すること。
	建設環境委員会	8人	環境エネルギー部、まちづくり部、都市整備部及び上下水道局の所管に属すること。
浜田市	総務文教委員会	8人	市長公室、総務部、地域政策部、消防本部、会計課、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び各支所のこれらの関係課に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項
	福祉環境委員会	7人	健康福祉部、市民生活部、上下水道部及び各支所のこれらの関係課に属する事項
	産業建設委員会	7人	産業経済部、都市建設部、農業委員会及び各支所のこれらの関係課に属する事項
出雲市	総務委員会	8人	総合政策部、総務部、防災安全部、財政部、市民文化部、出納室、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び消防本部の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項
	文教厚生委員会	8人	健康福祉部、子ども未来部、教育委員会及び総合医療センターの所管に属する事項
	環境経済委員会	7人	商工振興部、観光交流部、環境エネルギー部及び上下水道局の所管に属する事項
	建設農林水産委員会	7人	農林水産部、都市建設部及び農業委員会の所管に属する事項
益田市	総務文教委員会	7人	政策企画局の所管に属する事項、総務部の所管に属する事項、教育委員会の所管に属する事項、他の所管に属さない事項
	福祉環境委員会	6人	福祉環境部の所管に属する事項
	経済建設委員会	6人	産業経済部の所管に属する事項、農業委員会の所管に属する事項、建設部の所管に属する事項、上下水道部の所管に属する事項
大田市	総務教育委員会	6人	政策企画部の所管に属する事項、総務部の所管に属する事項、消防部の所管に属する事項、出納室の所管に属する事項、教育委員会の所管に属する事項、他の常任委員会に属しない事項
	民生委員会	6人	健康福祉部の所管に属する事項、環境生活部の所管に属する事項、市立病院の所管に属する事項
	産業建設委員会	6人	産業振興部の所管に属する事項、建設部の所管に属する事項、上下水道部の所管に属する事項、農業委員会の所管に属する事項
安来市	総務企画委員会	6人	政策推進部の所管に属する事項、総務部の所管に属する事項、会計管理者の所管に属する事項、消防本部の所管に属する事項、他の常任委員会の所管に属さない事項
	文教福祉委員会	6人	市民生活部の所管に属する事項、健康福祉部の所管に属する事項、教育委員会の所管に属する事項、市立病院の所管に属する事項
	地域振興委員会	6人	農林水産部の所管に属する事項、建設部の所管に属する事項、上下水道部の所管に属する事項、農業委員会の所管に属する事項
江津市	総務民生委員会	8人	政策企画課の所管に関すること、総務課の所管に関すること、財政課の所管に関すること、人事課の所管に関すること、管財課の所管に関すること、社会福祉課の所管に関すること、子育て支援課の所管に関すること、健康医療対策課の所管に関すること。高齢者障がい者福祉課の所管に関すること、地域包括支援センターの所管に関すること、会計課の所管に関すること、教育委員会の所管に関すること、選挙管理委員会の所管に関すること、監査委員の所管に関すること、公平委員会の所管に関すること。固定資産評価審査委員会の所管に関すること、国スガ推進課の所管に関すること、他の委員会の所管に属しないこと。
	建設経済委員会	8人	市民生活課の所管に関すること、保険年金課の所管に関すること、税務課の所管に関すること、人権啓発センターの所管に関すること、農林水産課の所管に関すること、商工観光課の所管に関すること、地域振興課の所管に関すること。土木建設課の所管に関すること、都市計画課の所管に関すること、事業推進課の所管に関すること、水道課の所管に関すること、下水道課の所管に関すること、農業委員会の所管に関すること。
雲南市	総務常任委員会	7人	政策企画部、総務部、防災部、市民環境部（市税及び地籍調査に関する事項）、会計課、監査委員、公平委員会及び選挙管理委員会の所管に属する事項及び他の常任委員会の所管に属さない事項
	教育民生常任委員会	6人	市民環境部（市税及び地籍調査に関する事項を除く。）、健康福祉部、子ども政策局、雲南市立病院及び教育委員会の所管に属す事項
	産業建設常任委員会	6人	農林振興部、産業観光部、建設部、上下水道局及び農業委員会の所管に属す事項

◆（県外）常任委員会の名称・委員の定数・所管

岡山市 (政令市)	総務委員会	10人	危機管理室の所管に属する事項、市長公室の所管に属する事項、政策局の所管に属する事項、エ総務局の所管に属する事項、財政局の所管に属する事項、会計管理室の所管に属する事項、消防局の所管に属する事項、選挙管理委員会の所管に属する事項、人事委員会の所管に属する事項、監査委員の所管に属する事項、他の委員会の所管に属しない事項
	保健福祉・協働委員会	9人	市民協働局の所管に属する事項、保健福祉局の所管に属する事項
	市民・産業委員会	9人	市民生活局の所管に属する事項、区役所の所管に属する事項、産業観光局の所管に属する事項、市場事業部の所管に属する事項、農業委員会の所管に属する事項
	都市・環境委員会	9人	環境局の所管に属する事項、都市整備局の所管に属する事項、下水道河川局の所管に属する事項、水道局の所管に属する事項
	子ども・文教委員会	9人	岡山っ子育て成局の所管に属する事項、教育委員会の所管に属する事項
大津市 (中核市)	総務常任委員会	10人	政策調整部の所管に属する事項、総務部の所管に属する事項、消防局の所管に属する事項、出納室の所管に属する事項、議会、選挙管理委員会、監査委員の所管に属する事項、他の常任委員会の所管に属しない事項
	教育厚生常任委員会	10人	福祉部の所管に属する事項、健康保険部の所管に属する事項、教育委員会の所管に属する事項
	生活産業常任委員会	9人	市民部の所管に属する事項、産業観光部の所管に属する事項、環境部の所管に属する事項、農業委員会の所管に属する事項
	施設常任委員会	9人	都市計画部の所管に属する事項、建設部の所管に属する事項、企業局の所管に属する事項
宝塚市 (一般市)	総務常任委員会	8人	企画経営部、総務部及び会計課の所管に関する事項並びに他の委員会の所管に属さない事項
	文教生活常任委員会	9人	市民交流部、健康福祉部、子ども未来部、市立病院及び教育委員会の所管に関する事項
	産業建設常任委員会	8人	都市安全部、都市整備部、環境部、産業文化部、消防本部、上下水道局及び農業委員会の所管に関する事項
三次市 (一般市)	総務常任委員会	7人	総務部、経営企画部、地域共創部、危機管理監、情報政策監、支所、会計課、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に属する事項並びに他の委員会に属しない事項
	教育民生常任委員会	7人	市民部、福祉保健部、子育て支援部、市民病院部及び教育委員会の所管に属する事項
	産業建設常任委員会	7人	産業振興部、建設部及び農業委員会の所管に属する事項

常任委員会が所管する事項の見直しの検討について（参考資料）

総務文教関係

単位：千円

	令和7年度	構成比	令和6年度	構成比	令和5年度	構成比	令和4年度	構成比	令和3年度	構成比	合 計	構成比	R3～R7 合計	構成比
議会費	242,134	0.56%	239,896	0.61%	235,731	0.63%	237,666	0.61%	254,770	0.68%	1,210,197	0.62%	55,438,868	28.29%
総務費	8,590,240	19.83%	5,772,556	14.75%	5,319,106	14.23%	5,536,427	14.23%	5,590,989	15.02%	30,809,318	15.72%		
教育費	3,947,425	9.11%	3,287,954	8.40%	3,187,042	8.52%	2,893,047	7.44%	2,750,919	7.39%	16,066,387	8.20%		
消防費	1,574,636	3.63%	1,395,324	3.56%	1,713,909	4.58%	1,382,274	3.55%	1,286,823	3.46%	7,352,966	3.75%		
	14,354,435	33.14%	10,695,730	27.32%	10,455,788	27.96%	10,049,414	25.83%	9,883,501	26.55%	55,438,868	28.29%		

福祉環境関係

単位：千円

	令和7年度	構成比	令和6年度	構成比	令和5年度	構成比	令和4年度	構成比	令和3年度	構成比	合 計	構成比	R3～R7 合計	構成比
民生費	12,162,000	28.07%	11,825,595	30.21%	11,683,540	31.25%	11,449,876	29.43%	11,685,823	31.39%	58,806,834	30.00%	76,278,187	38.92%
衛生費	3,863,626	8.92%	4,620,267	11.80%	3,060,967	8.19%	2,989,885	7.68%	2,936,608	7.89%	17,471,353	8.91%		
	16,025,626	36.99%	16,445,862	42.02%	14,744,507	39.43%	14,439,761	37.11%	14,622,431	39.28%	76,278,187	38.92%		

産業建設関係

単位：千円

	令和7年度	構成比	令和6年度	構成比	令和5年度	構成比	令和4年度	構成比	令和3年度	構成比	合 計	構成比	R3～R7 合計	構成比
労働費	23,100	0.05%	23,100	0.06%	23,200	0.06%	23,200	0.06%	23,500	0.06%	116,100	0.06%	34,480,920	17.59%
農林水産業費	2,413,163	5.57%	1,952,639	4.99%	1,924,355	5.15%	3,667,029	9.42%	2,830,177	7.60%	12,787,363	6.52%		
商工費	2,060,743	4.76%	870,084	2.22%	769,390	2.06%	758,302	1.95%	817,724	2.20%	5,276,243	2.69%		
土木費	2,996,933	6.92%	3,279,135	8.38%	3,372,752	9.02%	3,225,594	8.29%	2,644,463	7.10%	15,518,877	7.92%		
災害復旧費	90,000	0.21%	90,000	0.23%	90,000	0.24%	422,337	1.09%	90,000	0.24%	782,337	0.40%		
	7,583,939	17.51%	6,214,958	15.88%	6,179,697	16.53%	8,096,462	20.81%	6,405,864	17.21%	34,480,920	17.59%		

単位：千円

	令和7年度	構成比	令和6年度	構成比	令和5年度	構成比	令和4年度	構成比	令和3年度	構成比	合 計	構成比	R3～R7 合計	構成比
公債費	5,311,000	12.26%	5,741,125	14.67%	5,965,008	15.95%	6,279,363	16.14%	6,273,204	16.85%	29,569,700	15.09%	29,794,700	15.20%
予備費	45,000	0.10%	45,000	0.11%	45,000	0.12%	45,000	0.12%	45,000	0.12%	225,000	0.11%		
	5,356,000	12.36%	5,786,125	14.78%	6,010,008	16.07%	6,324,363	16.25%	6,318,204	16.97%	29,794,700	15.20%		
歳出合計	43,320,000	100.00%	39,142,675	100.00%	37,390,000	100.00%	38,910,000	100.00%	37,230,000	100.00%	195,992,675	100.00%	195,992,675	100.00%

○浜田市議会委員会条例

（常任委員会の名称、委員定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員定数）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。この場合において、第1号から第3号までの常任委員会が所管する事項には、第4号の予算決算委員会及び第5号の議会広報広聴委員会が所管する事項を含まない。

(1) 総務文教委員会 8人

市長公室、総務部、地域政策部、消防本部、会計課、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び各支所のこれらの関係課に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項

(2) 福祉環境委員会 7人

健康福祉部、市民生活部、上下水道部及び各支所のこれらの関係課に属する事項

(3) 産業建設委員会 7人

産業経済部、都市建設部、農業委員会及び各支所のこれらの関係課に属する事項

◆請願・陳情にかかる関係例規等

1. 議会基本条例

(採択した請願及び陳情への対応)

第10条 議会は、採択した請願及び陳情が市長等において措置することが適当と認めるときは、市長等に対してその趣旨を実現するよう求めるとともに、当該請願及び陳情に関する事後の状況、対応等を議会に報告するよう求めるものとする。

(自由討議による合意形成等)

第11条 議長は、議会は議員による自由な討論の場であることを認識し、市長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心とする運営に努めるものとする。

- 2 議会は、本会議等において、議案、請願及び陳情（以下「議案等」という。）を審議し、結論を出す場合においては、議員相互間の討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。

2. 会議規則

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第35条 会議に付する事件は、第88条（請願の委員会付託）に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会又は議会運営委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第2章 請願及び陳情

(請願書の記載事項)

第85条 請願書には、邦文（点字を含む。以下同じ。）を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の氏名及び住所並びに請願を紹介する議員の氏名を記載しなければならない。

- 2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地、代表者の氏名並びに請願を紹介する議員の氏名を記載しなければならない。
- 3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

第86条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

- 2 請願文書表には、請願書の受理番号、受理年月日、請願者の住所及び氏名、請願の要旨並びに紹介議員の氏名を記載する。
- 3 請願者数人連署又は記名のものは、代表者ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは、ほか何件と記載する。

(請願書の撤回)

第87条 請願者は、請願書を撤回するときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となったものについては、議会の許可を得なければならない。

(請願の委員会付託)

第88条 議長は、請願文書表を配布し、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会又は議会運営委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

- 2 委員会への付託は、討論をしないで会議に諮って省略することができる。
- 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

(紹介議員の取消し)

第89条 議会に提出した請願について、これを紹介した議員がその紹介の取消しをするときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となった請願に対する紹介の取消しについては、議会の許可を得なければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第90条 議長は、議会が採択又は一部採択と決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することと決定したものについては、これを送付しなければならない。

- 2 議長は、議会がその処理の経過及び結果の報告を請求することと決定したものについては、これを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第91条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

3. 委員会条例

第6章 請願等の処理

(紹介議員の委員会出席)

第63条 委員会は、審査のため必要があるときは、紹介議員の出席及び説明を求めることができる。

- 2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。
- 3 前項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。
- 4 前項の規定によりオンラインによる方法で出席を希望する紹介議員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(請願等の審査報告)

第64条 委員会は、請願等についての審査の結果を、次の区分により、議長に報告しなければならない。

- (1) 採択とすべきもの
 - (2) 一部採択とすべきもの
 - (3) 不採択とすべきもの
- 2 委員会は、審査結果に意見を付けることができる。
 - 3 委員会が採択又は一部採択とすべきものと決定した請願等で、市長その他の関係機関に送付することが適当なもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することが適当なものについては、その旨を付記しなければならない。

4. 申し合わせ事項

第5節 議事

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

12 本会議では、紹介議員及び執行部への請願の質疑を行わず、委員会付託のみとする。(R6.9.5 追加)

第2章 請願及び陳情

(請願)

- 1 紹介議員は1人以上とし、人数制限は設けない。
- 2 正・副議長及び付託先となる委員会の正・副委員長は、請願の紹介議員にならないこととする。
- 3 請願書の提出は、各定例会議初日の1週間前に定期的に開催する議会運営委員会開会日の1週間前の日（その日が市の休日に当たるときは、当該休日直前の休日でない日）の午後1時までには受理したものを、当該定例会議で取り扱うこととする。(H30.12.19 挿入) (R2.6.26 修正) (R3.8.25 修正) (R6.12.18 修正)
- 4 請願書を受理した場合は、その写しをタブレット端末に配布する。(H30.12.19 修正)
- 5 請願文書表には、受理年月日、受理番号、件名、請願者、紹介議員、請願要旨を掲載する。
- 6 請願に付随する意見書の提案の時期は、意見書提出を求める議案が本会議で採択された後、追加提案とする。
- 7 議会において採択と決定した請願についてはその処理につき、一部採択又は不採択と決定した請願についてはその理由を付けて、請願者にこれを文書により郵送又は電子メールで通知する。(R6.12.18 修正)
- 8 議長は、採択又は一部採択と決定した請願で関係機関へ通知が必要と認めるものは、その旨通知する。
- 9 議案に関連する請願については、その議案が可決又は否決されたときは、議決不要とし「みなし採択(不採択)」とすることができる。(H23.6.10 追加)
- 10 浜田市議会の会期等に関する条例に定める定例日を初日として開く会議その他の会議ごとの議事日程に係る期間中において、すでに議決した請願の内容と同一内容の請願については、議決不要とし「みなし採択(不採択)」として扱うことができる。(H23.6.10 追加) (H30.12.19 修正)
- 11 議員は、請願者になることを自粛するものとする。(H29.8.25 追加)
- 12 請願に付随する署名一覧については、個人情報保護の観点からタブレット端末に配布せず、委員会審査時のレジュメに署名総数を記載することとする。(R3.9.29 追加)
- 13 請願の公開（傍聴者・報道機関等への配布及びホームページへの掲載）は、次のとおりとする。
 - (1) 請願書の写しは、公開~~（傍聴者・報道機関等への配布及びホームページへの掲載）~~する。なお、写しの公開に当たっては、提出者の住所の地番は掲載しない（印影、電話番号がある場合はそれらも掲載しない）。ただし、提出者が氏名及び住所の公開を承諾しない場合は、氏名及び住所も掲載しない。
 - (2) 請願書に添付された資料は、議員のみに配布し、公開しない。ただし、審査のため必要がある場合は、執行部にも配布する。(R4.11.10 追加) (R6.12.18 修正) (R7.2.19 修正)

(陳情)

- 1 陳情書の提出は、各定例会議初日の1週間前に定期的に開催する議会運営委員会開
会日の1週間前の日（その日が市の休日に当たるときは、当該休日直前の休日でない日）の午後1時まで
に受理したものを、当該定例会議で取り扱うこととする。
(H30.12.19 修正) (R01.12.18 修正) (R3.8.25 修正)
- 2 締切後に提出された陳情書は次の定例会議において処理する。
(H30.12.19 修正) (R01.12.18 修正)
- 3 陳情書は、議長において受理するが、必要に応じて担当常任委員長又は副委員長が
同席する場合もある。
- 4 受理した陳情は、正・副議長及び議会運営委員会の正・副委員長が、浜田市議会陳
情書取扱基準（令和4年9月29日議会運営委員会決定。以下「陳情書取扱基準」と
いう。）のいずれかに該当する内容が含まれていないかを確認し、付託先等取扱いの
案を決定する。(R4.11.10 追加)
- 5 陳情書は、原則として本会議に諮らず議長が全員協議会で関係委員会に審査を付託
する。ただし、議長が陳情書取扱基準のいずれかに該当すると認めるものについては、
委員会付託及び審査を行わず、全議員にその写しを配布する取扱いとする。(R4.11.10
追加)
- 6 陳情書又はこれに類するもので、議長が必要があると認めて請願書の例により処理
するものは、次の3点をすべて充足したものとする。(R6.12.18 修正)
 - (1) 直接議長に提出され、受理したもの
 - (2) 紹介議員の氏名が記載されているもの (R6.12.18 修正)
 - (3) 市内の居住者及び団体等から提出されたもので、市が処理権限を有する内容
のもの
- 7 意見書提出を求める陳情は受付のみで議長預かりとし、請願による提出を依頼する。
(R6.12.18 修正)
- ~~8 郵送による陳情書、要望書等は、関係委員会にその写しを配布する取扱いとする。
(ただし、上記7のとおり意見書提出を求める陳情は議長預かりとする) (R6.12.18
削除)~~
- 8 陳情書の審査又は処理が終了したものは、その議会定例会議又はその他の会議最終
日の全員協議会において審査又は処理の結果を報告する。(H30.12.19 挿入)
- 9 議長は、委員会等の審査が終了した場合は、その結果を陳情者等へ文書により郵送
又は電子メールで通知するものとし、採択又は一部採択と決定した陳情は、関係執行
機関へその旨通知する。(R6.12.18 修正)
- 10 議員は、陳情者になることを自粛するものとする。陳情者が議員である陳情書の提
出があった場合は、受付のみとし議長預かりとする。(H29.8.25 追加)
- 11 陳情に付随する署名一覧については、個人情報保護の観点からタブレット端末に配
布せず、委員会審査時のレジュメに署名総数を記載することとする。(R3.9.29 追加)
- 12 陳情の公開（傍聴者・報道機関等への配布及びホームページへの掲載）は、次のと
おりとする。
 - (1) 委員会に付託し審査する陳情は、陳情書の写しを公開する。なお、写しの公開に
当たっては、提出者の住所の地番は掲載しない（印影、電話番号がある場合はそ
れらも掲載しない）。ただし、提出者が氏名及び住所の公開を承諾しない 場合

は、氏名及び住所も掲載しない。(R6. 12. 18 修正)

(2) 陳情書に添付された資料は、議員のみに配布し、公開しない。ただし、審査のため必要がある場合は、執行部にも配布する。(R7. 2. 19 修正)

(3) 委員会へ付託せず審査を行わない陳情書の写しは、公開しない。(R4. 11. 10 追加)
(R6. 12. 18 修正)

(請願・陳情の審査基準)

1 請願・陳情の審査にあたっては、浜田市議会請願・陳情の審査基準を参考に各議員(委員)が判断する。(R4. 6. 8 追加)

(採択した請願・陳情の対応)

1 採択した請願・陳情は、付託先の委員会において所管事務調査等の必要性も含めて対応を協議する。(R4. 6. 8 追加)

(要望書の取扱い)

1 要望書は、関係委員会にその写しを配布する取扱いとする。その際、委員会資料として公開(傍聴者・報道機関等への配布及びホームページへの掲載)しない。
(R6. 12. 18 追加)

5. 浜田市議会請願・陳情の審査基準

請願・陳情を審査する際の判断基準の統一を図るため、下記のとおり採択・不採択等の基準を定めるものとする。なお、最終的な判断は、各議員(委員)の考えにより行う。

【採択とするもの】

- ①当該地方公共団体の権限に属する内容であり、願意が妥当であり、かつ実現の可能性にあるもの、又は研究に値するもの。
- ②議会又は執行機関において措置できる可能性のあるもの。
- ③願意が既に達成された(予算措置、条例改正等により)もの、又は現在対応過程にあるもの。

【不採択とするもの】

- ①当該地方公共団体の権限に属さない内容(他の地方公共団体の権限に属する内容)のもの。
- ②議会又は執行機関においても措置できない権限外のもの。
- ③願意が妥当であっても実現の可能性が認められず、また研究に値しないもの。
- ④願意が不明確で理解しがたいもの。

【一部採択】

①請願(陳情)事項中、その一部が上記【採択とするもの】に該当するときは、一部採択とする。ただし、採択以外の部分は意思表示しないものとする。

6. 浜田市議会陳情書取扱基準

議長は、陳情のうち、次のいずれかに該当すると認めるものについては、審査を行わず、全議員にその写しを配付する取扱いとする。この場合において、議長は、その旨を陳情者に通知するものとする。

- (1) 趣旨、願意等が不明確で判然としないもの
- (2) 違法な又は明らかに公序良俗(※)に反する行為を求めるもの
- (3) 基本的人権を否定し、又は明らかに公序良俗(※)に反する用語を含むもの

- (4) 特定の個人に関する情報を明らかにし、プライバシーを侵害するおそれがあるもの
ただし、すでに公表され、かつ、社会的に周知された事実を除く。
 - (5) 特定の個人、団体等を誹謗中傷し、又はその名誉を毀損し、又は信用を失墜させるおそれがあるもの
 - (6) 係属中の訴訟又は捜査中の犯罪事件に関するもの
 - (7) 市の職員等に対する懲戒、分限等の個別の処分や何らかの行為を求めるもの
 - (8) 市の事務・権限に関係しない事項についての行為を求めるもの
 - (9) 私人間で解決すべきもので、行政による解決の手だてがないもの
 - (10) 採択、不採択等の議決等のあった請願又は陳情と同一の趣旨のもので、その後の状況に特段の変化がないもの
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、議長が審査を行うことが適当でないと判断したもの
- ※公序良俗：公共の秩序を守る常識的な考えのこと

7. 市議会ホームページ

◆請願・陳情とは

市民の皆さんが市の行政などに対して意見や要望があるときに、議会に提出するものです。

※国会等に対する議会からの意見書の提出を求める場合は、請願による提出をお願いします。

	請願	陳情
紹介議員	必要	不要
受付後の流れ	付託された委員会で審査し、本会議で審議 ※議会としての結論を出します。	付託された委員会での審査のみ ※委員会としての結論を出します。※浜田市議会陳情書取扱基準に該当した場合は、議員への配付のみとなります。
結論	「採択」、「不採択」、「一部採択」のいずれかで結論を出します。結果は、提出者に文書（郵送または電子メール）でお知らせします。また、ホームページにも掲載します。	

◆請願書・陳情書に記載する内容

	請願	陳情
記入必須項目	①提出年月日 ②住所 ※1 ③氏名（押印不要）※1 ④紹介議員 ⑤件名 ⑥趣旨（議会に対して求めること、その理由・背景など）	①提出年月日 ②住所 ※1 ③氏名（押印不要）※1 ④件名 ⑤趣旨（議会に対して求めること、その理由・背景など）

※1 団体の場合は、団体の所在地、名称、代表者名を記載してください。

◆様式

請願書 : 参考様式 (Word) / 記入例 (PDF)

陳情書 : 参考様式 (Word) / 記入例 (PDF)

個人情報の掲載等に係る承諾書 : 様式 (Word) / 記入例 (PDF)

※請願書・陳情書は、できるだけ参考様式を使ってください。

※オンライン(しまね電子サービス)で提出する場合は、様式を使う必要はありません。

※請願書・陳情書の公開について

請願書・陳情書の写しは、会議資料として議員及び傍聴者等へ配付するとともに、市議会ホームページに掲載します。

提出者の住所と氏名は、議員には公開しますが、傍聴者等への配付及び市議会ホームページへの掲載に当たっては、提出者に公開の意思を確認します(地番は公開しません)。

※資料の添付について

請願書・陳情書に資料を添付することができます。ただし、添付された資料は、議員には公開しますが、傍聴者等には配付せず、市議会ホームページにも掲載しません。

署名簿を添付する場合は、必ず原本を提出してください。

※陳情のうち、議長が浜田市議会陳情書取扱基準のいずれかに該当すると認めるものは、審査を行わずに、議員への配付として処理します。

→浜田市議会陳情書取扱基準を掲載

◆請願書・陳情書の提出方法

	請願	陳情
窓口持参	浜田市役所本庁 5 階 議会事務局 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分(開庁日を除く) ・請願書 1 部 (意見書の提出を求める場合は、意見書案も添付してください。) ・個人情報の掲載等に係る承諾書 1 部 ※持参されなければ受付時に記入いただきます。	浜田市役所本庁 5 階 議会事務局 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分(開庁日を除く) ・陳情書 1 部 ・個人情報の掲載等に係る承諾書 1 部 ※持参されなければ受付時に記入いただきます。 ※初めてご提出いただく場合等には、顔写真付きの身分証明書をご提示いただきます。 ※代理の方がご提出される場合には、代理の方の顔写真付きの身分証明書をご提示いただきます。
郵 送	697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地 浜田市議会事務局 宛 ・請願書 1 部 ・個人情報の掲載等に係る承諾書 1 部	697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地 浜田市議会事務局 宛 ・陳情書 1 部 ・個人情報の掲載等に係る承諾書 1 部 ※到着後、議会事務局から電話で本人確認をさせていただきます。(連絡が取れない場合には審査せず、議員への配付のみとなります。)

オンライン	しまね電子申請サービスで提出 （署名簿を添付する場合は、原本を持参または郵送でご提出ください。）
-------	---

◆提出期限

令和 7 年△月△日（△）13 時まで ※令和 7 年●月定例会議審査分